

# 33 深海底機構準備委員会に関する海

## 洋法会議決議 I

(国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備委員会の設立に関する決議 I)

採 択 一九八二年四月三〇日(第三次国際連合海洋法会議)

第三次国際連合海洋法会議は、  
国際海底機構及び国際海洋法裁判所の設立を規定する海洋法条約を採択し、  
同機構及び同裁判所が不当に遅延することなく効果的な活動を開始することを確保するため並びに同機構及び同裁判所の任務を開始するために必要な準備を行うためすべての可能な措置をとることを決定し、  
これらの目的を達成するために準備委員会を設立することを決定した後、  
次のとおり決定する。

- 一 ここに国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備委員会を設立する。委員会は、五十箇国による条約の署名又はこれへの加入の時に国際連合事務総長が招集するものとし、その後六十日以降九十日までには会合する。
- 二 委員会は、条約に署名し又は条約に加入した国の代表者及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアの代表者で構成する。最終議定書の署名国の代表者は、オブザーバーとして委員会の審議に全面的に参加することはできるが、決定を行うに当つては参加する資格を有しない。
- 三 委員会は、委員長その他の役員を選出する。
- 四 委員会の手続規則の採択に当つては、第三次国際連合海洋法会議の手続規則を準用する。
- 五 委員会は、
  - (a) 総会及び理事会の第一会期のための仮議事日程を作成し、及び、適当な場合には、同仮議事日程に盛り込まれた議題に関する

る勧告を行う。

(b) 総会及び理事会の手続規則案を作成する。

(c) 機構の第一会計期間の予算に関する勧告を行う。

(d) 機構と国際連合及び他の国際機関との間の関係について勧告を行う。

(e) 条約の関連規定に従つて機構の事務局に關し勧告を行う。

(f) 必要に応じ機構の本部の設立に關し研究を行い及びこれに關する勧告を行う。

(g) 機構がその任務を開始できるようにするため必要に応じ規則案及び手続案(機構の財政的な管理及び内部行政に關する規則案を含む)を作成する。

(h) 先行投資に關する第三次国際連合海洋法会議決議 II に基づき委員会に付与される権限を行使し及び任務を遂行する。

(i) 深海底から採取される鉱物の生産により最も深刻な影響を受けるおそれのある開発途上国の陸上生産国の蒙る問題に關し、それら諸国の困難を最少限度にとどめ必要な経済上の調整を行うことを支援するために研究(補償基金の設立に關する研究を含む)を行い、その研究について機構に勧告を提出する。

六 委員会は、この決議に規定するその任務の遂行及びその目的の達成に必要なとされる法律上の能力を有する。

七 委員会は、その任務の遂行に必要なと認められる補助機関を設置することができ、また、その任務及び手続規則を決定する。委員会は、適当な場合には、このように設立された機関の作業を促進するため国際連合の慣行に従つて外部の専門的知識を利用することもできる。

八 委員会は、エンタープライズのための特別委員会を設置し、これに先行投資に關する第三次国際連合海洋法会議決議 II 十二に規定する任務を付託する。特別委員会は、エンタープライズの効果的な活動の早期実施のために必要なすべての措置をとる。

九 委員会は、深海底から採取される鉱物の生産により最も深刻な影響を受けるおそれのある開発途上国の陸上生産国の蒙る問題に關し特別委員会を設置し、これに五(i)にいう任務を付託する。

十 委員会は、国際海洋法裁判所の設立のための実質的な準備に關し、条約の附属書 VI 第四条の規定に従つて招集される締約国の

の会合に提出するための勧告を盛つた報告書を作成する。

十一 委員会は、総会の第一会期に提出するために、十の規定による場合を除くほか、その受任事項の範囲内に属するすべての事項につき最終報告書を作成する。報告書に基づいてとられるいかなる行為も、機構のそれぞれの機関に付託される権限及び任務に關する条約の規定に合致しなければならぬ。

十二 委員会は、施設が利用可能である場合には、機構の所在地において会合するものとし、その任務の迅速な遂行のため必要な頻度で会合する。

十三 委員会は、総会の第一会期の終了まで存続し、委員会の財産及び記録は、その時点で機構に移転される。

十四 委員会の費用は、国際連合の総会による承認を条件として、国際連合の一般予算から支弁される。

十五 国際連合事務総長は、委員会に対し必要とされる事務上の役務を提供する。

十六 国際連合の事務総長は、この決議、とくに前二項につき、総会が必要な行動をとるよう注意を喚起する。

